

長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金

令和7年度 募集案内

応募受付期間 令和7年6月30日(月)まで(必着)

問合せ先 環境保全温暖化対策課
電話：026-224-7532(直通)
FAX：026-224-5108
Email：kankyo@city.nagano.lg.jp

令和7年度

長野市環境保全温暖化対策課

長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金 募集要項

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的

本市の中小企業者が実施するバイオマス燃料の製造試験に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市のバイオマス産業都市構想に位置付けた事業化プロジェクトの推進及びバイオマスの新たな利活用の促進を図ることを目的とします。

【中小企業者とは…】

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいいます。

【バイオマスとは…】

動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいいます。

【バイオマス燃料とは…】

バイオマスを原材料とする燃料をいいます。

【バイオマス燃料の製造試験とは…】

バイオマス燃料を実用化するために必要な性状試験、実機使用試験その他の市長が適当と認める試験をいいます。

(2) 補助金の交付対象者

中小企業者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者。

- ア 補助金の交付申請を行う日（以下「申請日」という。）において市内に事業所又は工場（物品の製造、加工その他これらに類する事業の目的のために設置する施設をいう。）を有すること。
- イ 自らがバイオマス燃料を製造し、及び当該バイオマス燃料を活用した事業を行うこと。
- ウ この要綱による補助金を充てる経費について、国、県、市その他の団体による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- エ 市税の滞納がないこと。
- オ 代表者又は役員が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成 26 年長野市条例第 40 号）第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

(3) 補助金の交付条件

交付の決定に係る条件は、次に掲げるものとします。

- ア 申請日から補助事業が完了した日（以下「補助事業完了日」という。）まで及び補助事業完了日から起算して 5 年を経過した日までの間は、継続して市内に事業所又は工場（物品の製造、加工その他これらに類する事業の目的のために設置する施設をいう。）を有すること。
- イ 補助事業完了日から起算して 5 年を経過した日までの間は、本市が推進する

バイオマス産業都市構想に位置付けた事業化プロジェクト又は新たなバイオマス利活用の創出に資する取組の広報及び調査に協力すること。

(4) 補助対象経費

バイオマス燃料の製造試験に要する経費のうち、粉碎機、熱量計、含水率計等の機械装置の使用料若しくはリース料又は委託料とします。(ただし、消費税、地方消費税、振込手数料、その他市長が適当でないと認める経費を除く。)

※補助対象経費は、バイオマス燃料の製造に必要な最小限度の経費とします。

(5) 補助率及び補助限度額

補 助 率：補助対象経費の2分の1以内

補助限度額：1件あたり 50万円以内(予算の範囲内で支払い)

※補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとします。

(6) 採択件数(予定) 2件程度

2 応募の手続き

(1) 応募書類

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（関係書類）

※添付書類

事業所等における最新の決算書(個人事業主様は最新の確定申告書) 1期分

ウ 経費内訳書（関係書類）

エ 補助事業に係る経費の見積書、価格表その他の積算金額の根拠書類

オ 登記簿謄本若しくは登記事項全部証明書又はその写し。(ただし、個人での申請の場合は不要)

カ 市税の納付確認に関する同意書（様式第1号内）

キ 会社概要（パンフレット等）

(2) 留意事項

ア 提出書類は審査・交付決定・確定・精算・管理といった、市にとって必要となる一連の業務遂行のためのみ利用し、応募者の秘密は保持します。なお、結果の如何にかかわらず提出書類の返却はいたしません。

イ この要綱による補助金を充てる経費について、国、県、市その他の団体による重複補助は認められません。同一事業の経費について、他の補助金申請を行っている場合、又は過去に補助金を交付された場合は、必ず事業計画書にその旨記入してください。

(3) 応募受付期間

令和7年6月30日（月）まで（必着）

(4) 応募書類提出先

環境保全温暖化対策課

（市役所第二庁舎3階）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL 026-224-7532

※ 要綱及び申請様式は長野市ホームページからもダウンロードできます。

3 補助金の交付決定

(1) 交付決定の通知

有識者その他市長が適当と認める者からの意見を参考に市が審査を行い、予算の範囲内で交付決定します。結果については、文書で申請者にお知らせします。

(2) 交付決定後の留意事項

ア 交付決定された補助事業の題目、事業者名及び所在地は市のホームページ等で公表させていただきます。

イ 交付決定後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合（様式第2号）、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合（様式第3号）は、事前に承認を得ることが必要です。

なお、補助限度額は、補助対象経費が増加となる変更が行われる場合においても、最初の交付決定額が上限となります。また、補助事業実施期間の変更（短縮又は延長）は、年度を越えることは認められません。

エ 補助事業期間内で中間報告（ヒアリングによる）を行う場合があります。

オ 補助事業の完了後、実施期間の属する年度の3月 31 日または完了した日から起算して 30 日を経過した日までのいずれか早い日までに実績報告を行ってください。

※報告書類

- ・ 実績報告書（様式第 4 号）
- ・ 事業報告書
- ・ 補助対象経費に係る領収書その他の支出が確認できる書類の写し
- ・ 補助対象経費に係る契約書その他の契約期間が確認できる書類の写し
- ・ バイオマス燃料の製造試験の結果が確認できる書類の写し

カ 交付決定の前に支払った経費及び実施期間の属する年度を超えて支払うことになる経費はすべて補助対象外です。

(3) 補助金の交付請求

交付請求書（様式第5号）

5 補助事業後の遵守事項

（１）産業財産権に関する届出

補助事業者は、補助事業により実施した発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「産業財産権」という。）を補助金の交付の決定があった日から補助事業完了日まで及び補助事業完了日から起算して5年を経過した日までの間に出願若しくは取得したとき又は産業財産権を譲渡し若しくは実施権を設定したときは、長野市バイオマス産業都市推進研究事業に係る産業財産権出願等届出書（様式第6号）による届出が必要です。

（２）帳簿等の整備

補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業完了日の属する市の会計年度の終了後5年間の保存が必要です。

（３）交付決定の取消し

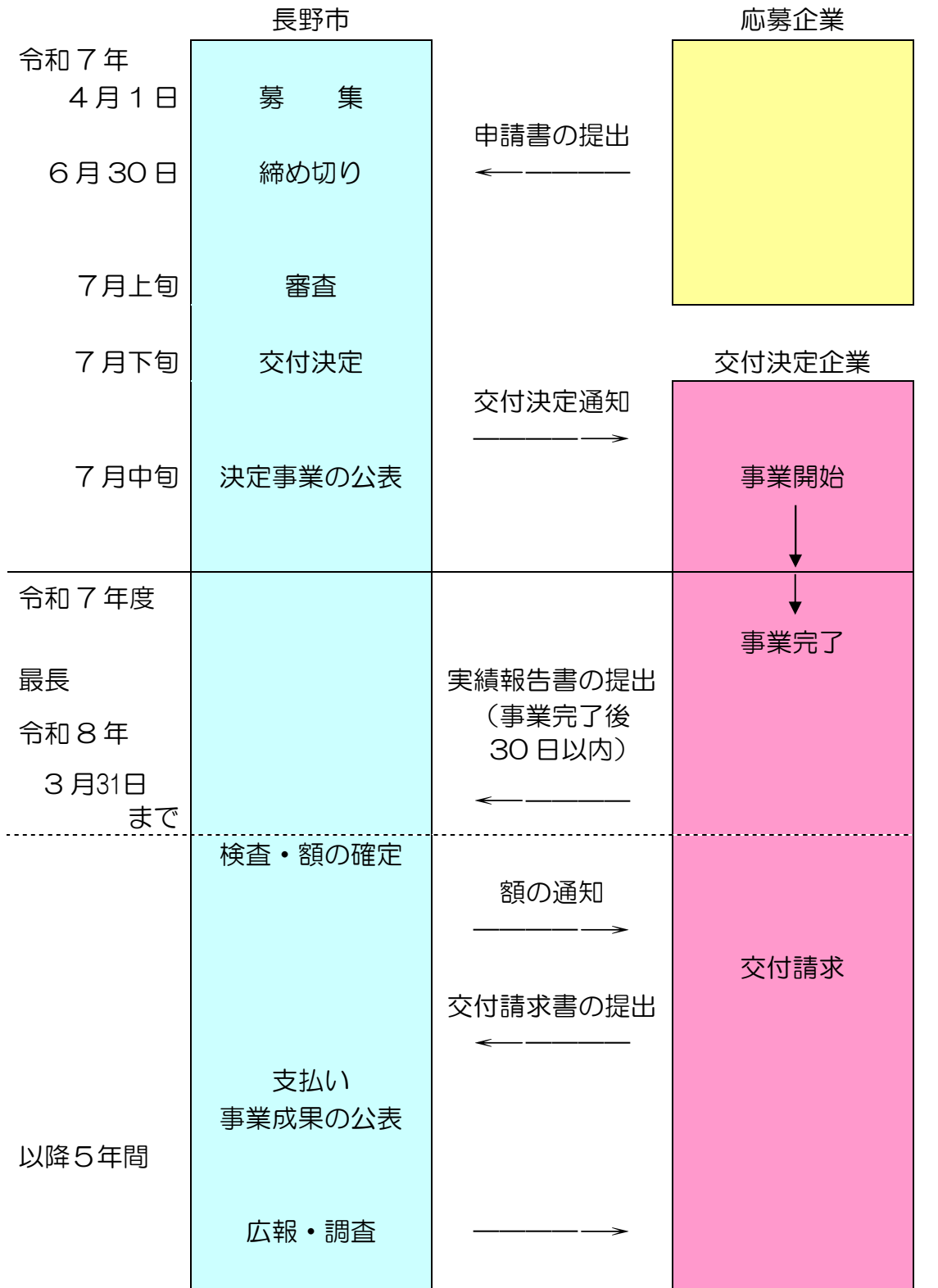
補助金の交付条件に違反した場合や、補助事業者が次の項目に一つでも該当する場合、補助金等の交付の決定を取り消すことがあります。また、補助金の額を確定した場合においても適用されます。

ア 偽りや、その他不正な手段によって補助金等の交付決定又は交付を受けたとき

イ 補助金等を他の用途に使用したとき

ウ その他、長野市補助金等交付規則又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき

6 長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金事務の流れ（予定）



※補助対象経費は、交付決定日以降に発注されたもので、支払いは、事業期間終了日（最長令和8年3月31日）までに完了していなければなりません。